

キャップ制の運用について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年6月1日）

キャップ制の是非ではなく、キャップ制の運用について意見具申します。

履修取り消し期間に入って気づいたのですが、履修取り消し期間の終了まで、正式な履修登録とみなさないという立場をとるならば、履修取り消し期間の終了までは、キャップ制の上限を超えて登録していても問題ないと考えます。

開講から履修取り消し期間までの一か月から二か月、講義を受ける中で、面白そうだと思っていた講義がつまらないと気づいたり、惰性で履修した講義がかえって面白い、研究にとって有用だと気づいたりすることがあります。

現状のように学期の初めの段階で30単位しか履修できないキャップ制下では、実際に学期の最後まで有用だと感じられる講義を30単位修得することは困難です。

履修取り消し期間までは履修単位数の上限を超えて登録できるように制度改変をすべきです。

履修取り消し期間に上限を超えた分を取り消し忘れる学生が多々出ることが想定されますが、初めの段階で履修コマに1位から最下位まで順位を付けさせておけば済む話です。

履修取り消し期間を過ぎても履修上限を超えた分に関しては、最下位から順に自動的に登録を取り消す制度にすれば、キャップ制を、登録単位の上限自体は維持しつつ、学生にとって利用しやすい制度へと改変できるはずです。

【回答】（回答日：2020年6月11日）

（回答者：教育推進・学生支援部 教務企画課）

CAP制は、過度な履修登録を軽減するため、履修登録単位数の上限を設けることにより、学生の皆さんが各年次にわたってバランスよく授業科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることができるようにする制度です。

履修取消期間までCAP制を適用させないという提案ですが、前期の履修取消期間は、6月上旬で授業期間の中間の時期となります。この時期まで履修取消を含めた科目を学修するという事は、当然、授業時間外学修時間も増えることより学生の負担も多くなり、CAP制の本来の意義も薄れてしまいます。

このようなことより、シラバスを参考にすることや学期初めに授業に参加することで4月中下旬の履修登録期間の段階でCAP制を適用し、学修を深めてもらいたいと考えています。